

豊川市監査公表第57号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年2月26日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

監査結果に基づく措置通知書（総務部行政課）

監査実施期間 平成26年7月18日から
平成26年8月22日まで

豊川市監査公表第34号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 公文書の開示に係る文書の写しの交付事務について、不要な複写に係る経費が発生しているため、適切な事務手順を検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 平和都市推進協議会補助金交付要綱第2条及び第3条に規定する補助対象経費、補助額が不明確であるため、改正されたい。</p> <p>2 情報公開条例第18条により開示請求者等が負担する公文書等の写しの作成及び送付に要する費用について、具体的な額を定めた決裁等を早急に整備されたい。</p>	<p>1 公文書の開示に係る文書の写しの交付事務について、現行、郵送で交付する場合、開示（一部開示）決定通知並びに写しの交付に要した費用及び郵送料の納入通知書を送付する段階で、交付する公文書の写しを準備しておく運用としていたが、写しの交付に要する費用及び郵送料の納入を確認した後に、公文書を複写する運用に変更した。</p> <p>1 平和都市推進協議会補助金公要綱第2条に規定する補助対象経費及び第3条に規定する補助額について、具体的な事業及び経費の費目並びに補助額を規定し、平成27年4月1日から施行するよう改善した。</p> <p>2 開示請求者等が負担する公文書等の写しの作成及び送付に要する費用について、公文書の写しの作成に要する費用の額に関する要綱を制定し、平成27年2月1日から施行した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年2月6日現在のものである。